

盛土規制法の許可を要する農地転用許可審査について（お知らせ）

1 盛土規制法の許可を要する農地転用許可審査の取扱いについて

- (1) 農地転用許可の申請及び審査は、盛土規制法の許可手続と並行して行うことが可能です。

ただし、農業委員会の総会及び常設審議委員会への意見聴取については、盛土規制法の本申請の提出が確認できた後に行ってください。

- (2) 転用事業において、盛土規制法の許可を要する場合は、農地転用許可は盛土規制法の本申請の審査が完了した時点（許可日）以降に行ってください。

- (3) 盛土規制法の許可手続については、事前審査を含めて長期間を要することが想定されるため、盛土規制法の手続きを要する転用事業については、農地転用許可の手続きに併せて、早めに盛土規制法の手続きを行うよう周知してください。

2 事業計画書の記載について

転用申請の添付書類の事業計画書の「他法令」の欄に、盛土規制法及び地域計画の変更の手続状況についての記載をしてください。（別紙参照）

【参考】農地法施行規則第47条第1項

（申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由）

- 2 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。

【お問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県農政部農村振興課農地管理調整係
電話：099-286-3116